最終更新日：2017年1月13日
Ｊ－アサカ理研
代表取締役社長 山田 慶太
問合せ先：管理本部総務部 024-944-4744
証券コード：5724
http://www.asaka.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

株式会社における企業経営の基本的使命は、事業活動を通じて利益をあげ、継続的に株主利益を増大させることにあります。当社は、この基本的使命を前提に、「豊かな創造性を発揮し、社会貢献を果たす」ことを社是としております。当社は、法令及び企業倫理を遵守し、地球環境問題に真摯に取り組み、株主はもとより、従業員、債権者、顧客を含む取引先、消費者、地域住民及び地域社会等の利害関係者に対して、良き企業市民として、それぞれの責任を果たしてまいります。そのためには、より牽制の効いた企業統治の確立が不可欠であると考え、以下の事項を実施します。
（1） 取締役会への監督機能を有効に働かせるため、過半数の社外取締役を含む監査等委員会を置く（監査等委員会設置会社）。
（2）取締役は代表取締役をして、利害関係者へ十分な情報開示と説明責任を果たさせる。
（3）執行役員制度を採用し、取締役会は執行役員を任免する。
（4）執行役員は規程、取締役会決議に基づき分掌、権限を行使する。
（5）取締役会は代表取締役に経営委員会を設置させる。
（6）経営委員会は取締役が行う業務執行の補助、部門横断的な業務の管理、部門代表者による情報交換、その他取締役会が決議により付加した機能を果たす。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
有限会社モラル・コーポレーション	711,530	27.66
株式会社Ｍ＆Ｆ	339,500	13.20
株式会社常陽銀行	90,000	3.50
株式会社東邦銀行	81,100	3.15
日本生命保険相互会社	72,500	2.82
第一生命保険株式会社	50,000	1.94
東京中小企業投資育成株式会社	50,000	1.94
白岩 政一	42,200	1.64
株式会社SBI証券	35,300	1.37
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	28,500	1.11

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

前記【大株主の状況】につきましては、平成28年9月30日時点の状況を記載しております。
当社は支配株主を有しておりません。
当社の主要株主である有限会社モラル・コーポレーション及び株式会社Ｍ＆Ｆの持株比率はそれぞれ27.66%、13.20%であり、持株比率の合計は40.86%となりますが、過半数には至っておりません。したがって、支配株主には該当いたしません。いずれにしても当社との取引はなく、今後も行う予定もないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。
なお、将来的に取引が発生する場合においては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に拘わらず、取引内容及び条件の妥当性について、当社取締役会において審議の上、その決議のもと業務執行を行うことにより少数株主保護に適切に対応していく方針です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	9 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷　巧	他の会社の出身者											
三崎　秀央	学者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷　巧	○	○	独立役員に指定しております。 東北イノベーションキャピタル株式会社代表取締役 株式会社東北テクノアーチ 取締役 株式会社プロスパイン 取締役 トライポッドワークス株式会社 取締役	ベンチャーキャピタリストとしての知識、経験および総合的な能力を活かし、経営の意思決定の助言を得るために選任しております。 また、当社及び当社の関連会社との取引関係はなく、公正・中立的な立場を保持していることから独立役員に指定しております。
三崎　秀央	○	○	独立役員に指定しております。	経営に関する幅広い知識、特に組織論および戦略経営に高い見識を持ち、経営の意思決定の助言を得るために選任しております。 また、当社及び当社の関連会社との取引関係はなく、公正・中立的な立場を保持していることから独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員は、内部監査室との連携により監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査を担当する会計監査人として新日本有限責任監査法人を選任、監査契約を締結し、定期的に監査計画及び実績結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図っております。
また、内部監査計画及び往査に関して、緊密に連携し、調整を図っているほか、必要に応じて社内監査での問題点等について情報提供と意見交換を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、取締役熊谷巧氏及び三崎秀央氏を一般株主と利益相反が生じる恐れがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と中長期的な企業価値の創造を直接的に結びつけ、取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値及び顧客満足をさらに向上させることを目的として、ストックオプションの付与を行っています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

従業員に対しましても、従業員の報酬と中長期的な企業価値の創造を直接的に結びつけ、従業員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値及び顧客満足をさらに向上させることを目的として、ストックオプションの付与を行っています。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役の別に、報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、個人別報酬額を役位に対応して取締役会にて決定しております。
監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬総額の限度内で、個人別報酬額を監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役を補佐する担当セクションは秘書室としており、資料の事前配布やその他必要に応じた情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（取締役・取締役会・執行役員等）
取締役会については、監査等委員である取締役3名（内社外取締役2名（独立役員に指定））を含む取締役7名で構成されております。原則月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上の重要事項について意思決定するとともに、各取締役及び各執行役員の業務執行を監督しております。
（経営委員会）
経営委員会は、役員及び執行役員を中心に構成され、事業計画の進捗等に関する審議を行うと共に、取締役会で決定された方針・戦略を遂行するための施策を審議いたします。
（監査等委員会）
監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、定期的に定例監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。各監査等委員は、監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、重要な会議への出席、各取締役や内部監査室等からの職務執行状況の聴取、本社及び各事業所への往査、子会社の調査を実施しております。また、会計監査人からの監査報告を受け、計算書類及び事業報告に関して検討を行うほか、代表取締役との意見交換を行っております。
（会計監査）
会計監査については、金融商品取引法に基づく会計監査を新日本有限責任監査法人より受けております。会計監査業務を執行した公認会計士及び監査業務にかかる補助者の構成は、以下のとおりです。
監査業務に係る補助者の構成
公認会計士 7名
その他 12名
（内部監査）
代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室が年間内部監査計画に基づき、各部署の業務執行状況について適法性・妥当性・効率性等の観点から、内部統制にかかる監査、コンプライアンス状況についての監査を実施しております。また、グループ全体で定常的に内部監査を実施することにより業務の適正な運営を図っております。これらの内部監査の結果は、代表取締役社長、及び各役員に報告するとともに、監査等委員会にも報告されており、監査等委員会による監査との連携も図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社として、議決権を有する監査等委員である取締役3名（内社外取締役2名）により、取締役会の監督機能を強化し、より透明性の高い経営と迅速な意思決定の実現を図っております。
また、社外取締役2名を独立役員に指定するなど、取締役の業務執行を監視するガバナンスが十分かつ効率的に機能する体制とするため、現状の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会を12月に開催することにより、集中しない時期となっております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページに、ディスクロージャーポリシーを公表しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算及び中間決算終了後に、アナリスト・機関投資家向けの説明会を実施する方針です。	あり
IR資料のホームページ掲載	自社ホームページに、決算短信、その他の適時開示資料、有価証券報告書、財務データ等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員：取締役執行役員管理本部長 佐久間良一 IR担当部署：管理本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、社是である「豊かな創造性を発揮し、社会貢献を果たす」を実現するため、基本理念のひとつとして「社会的公器（社会的責任）」を掲げ、ステークホルダーに対し社会的責任を果たすことを明示しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
・当社グループは企業経営の基本使命を果たし、社是を実現するために「アサカ理研グループ行動憲章」を制定し、企業行動の基準とする。
・各取締役会は業務執行について決定し、これを監督する。
・当社取締役会は代表取締役に内部監査室を所管させ、当社グループ内の横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
・当社取締役会は代表取締役を議長とした経営委員会を設置し、当社グループ各社、各部門に対しコンプライアンスの維持向上に必要な措置を講じさせる。
・コンプライアンスが維持されている状態とは、取締役及び使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保するため、社是、基本理念、行動指針及び「アサカ理研グループ行動憲章」等が周知徹底され、実務的に運用されている体制をいう。
・当社の代表取締役及び執行役員は当社グループの使用人に対し、コンプライアンス教育と啓発を行い、代表取締役、執行役員及び当社グループの使用人は、重大な法令違反等を発見した場合には所属会社又は当社に報告をする。内部通報体制を整備かつ運用し、当該通報について、当社監査等委員会への適切な報告体制を確保する。併せて、状況に応じて通報者を秘匿するとともに通報者に対して不利な取扱いがないことを確保する。
・当社内部監査室は業務の適法性等に関する監査を実施し、当社の代表取締役及び監査等委員会に報告する。
・当社代表取締役は監査報告のうち重要なものについて適切な対策を決定し、必要に応じて報告内容、対処状況及び結果について、適切に当社グループの役員及び使用人に開示し、周知徹底する。
b. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
・取締役は以下の文書等を関連規程に基づき適切に記録、保存、管理する。
　・株主総会議事録、取締役会議事録、経営委員会議事録とこれらの関連資料
　・取締役、執行役員が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録又は指示事項と関連資料
　・取締役、執行役員を決定者とする決定書類及び附属書類
　・その他取締役、執行役員の職務の執行に関する重要な文書
・取締役会議長は上記情報の保存及び管理を監督する統制監視責任者となる。
・総務担当執行役員は統制監視責任者を補佐する。総務部門に上記情報管理担当者を置く。
・上記文書は10年以上保存する。
c. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・当社取締役会は、当社グループのあらゆるリスクに対処するため、危機管理規程を設け、委員長を代表取締役とする危機管理委員会を設置する。
・危機管理委員長は当社グループにおける危機管理基本方針、危機管理年次計画等を取締役会に提案するとともに、各部門別、各子会社別にリスク評価表及び危機管理対応要領を作成させる。これに基づき委員長は毎年当社グループ全体のリスク評価表及び危機管理対応要領を取りまとめ、当社取締役会へ提出、承認を受け、発生した危機に対応する。
（想定される危機管理）
　・地震、洪水、事故、火災等
　・不適切な業務執行による生産及び販売活動
　・貴金属相場、地金相場及び為替相場変動等
・危機管理委員会は目的別に委員会を設置する
　・労働委員会
　・環境委員会
　・品質委員会
　・情報委員会
・それぞれの委員会においてリスク評価表及び危機管理対応要領を作成する。
・危機管理委員会は当社グループにおける危機管理に関する事項について協議検討し、当社取締役会に付議し、その決議に従う。
・当社代表取締役は経営戦略リスクの評価を行い、経営戦略に関わるリスク評価表及び危機管理対応要領を作成し、提出する。
・重要な投資案件に関わるリスク評価表等は各部門が作成し、利益計画担当執行役員がこれを取りまとめ、当社取締役会に提出する。
・危機管理委員会は総務担当執行役員が進言し、委員長の決定により、危機管理対策本部を設置する。
・当社内部監査室は危機管理状況について内部監査を実施し危機管理委員長へ報告する。
d. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・当社は取締役会を原則月１回定時に開催する他、適宜臨時に開催するとともに、原則毎週経営委員会を開催し、業務執行における重要事項並びに経営戦略について審議を行い意思決定の迅速化を図る。
・当社取締役会は、取締役会規則、権限規程等において、取締役会及び取締役の役割、資格、権限等を明確にする。
・当社取締役会は執行役員規程、経営委員会規程、権限規程等において執行役員の分掌、資格、権限等を明確に定める。
・当社の代表取締役、業務執行取締役、執行役員は各規程及び取締役会決議に基づき、取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。
・当社代表取締役は当社グループ全体の組織を構築し、効率的な運営と監視監督体制の整備を行う。
・当社子会社の取締役会は、各規程及び取締役会決議等に基づき、各取締役の役割、資格、権限等を明確にし、各取締役は取締役会が委任した範囲内で権限を行使し、業務に専念する。
e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
・当社子会社の代表取締役及び監査役等は、当社取締役会において3ヶ月に一度以上執行状況の報告を行う。
・当社代表取締役は内部監査室に当社グループ各社の内部監査を実施させる。
・当社の監査等委員会は当社グループ各社の監視、監査を行える体制を構築する。
・当社グループ全体及び各執行部門の経営戦略及び経営課題の協議・検討を行う機関として、当社は「経営委員会」を設置し、原則毎週開催する。
・当社の監査等委員会、取締役会、取締役は、当社代表取締役の業務執行状況を監督する。
f. 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人（以下、監査等委員会スタッフという。）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
・監査等委員会が求めた場合、監査等委員会スタッフをおくことができる。
（監査等委員会スタッフ）
　・監査等委員会スタッフに必要な能力・業務経験は、法務、計数的知見とする。
　・監査等委員会スタッフの職務は監査計画の立案及び監査の補助等とする。
　・監査等委員会スタッフは当社グループ各社の監査業務の事務局となる。
g. 監査等委員会スタッフの取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会スタッフに対する指示の実効性の確保に関する事項
・監査等委員会スタッフの人事考課は監査等委員会が行う。

・監査等委員会スタッフの異動には監査等委員会の同意が必要。
・監査等委員会スタッフは当社子会社の監査役を兼務できるが、業務執行にかかる役職は兼務できない。
・監査等委員会スタッフは、監査等委員会の指揮命令の下、監査等委員会が有する調査権限を行使するものとし、当社グループの取締役及び使用人は、当該監査等委員会スタッフからの要請を受けた場合、これに協力する。

h. 当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
・執行役員は自己の職務執行状況を代表取締役に報告する義務を有する。
・代表取締役は自己及び使用人の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
・その他の取締役は自己の業務執行状況を取締役会に報告する義務を有する。
・監査等委員は取締役として取締役会への出席義務がある。
・その他監査等委員会は以下の権限を有する。
  ・監査等委員はあらゆる会議に出席できる。
  ・あらゆる部門に直接調査権を発動できる。
  ・監査等委員会スタッフに調査をさせることができる。
  ・内部監査室に監査させることを代表取締役に求めることができる。
  ・代表取締役及び当社子会社の監査役と定期的に情報交換を行う。
  ・会計監査人より監査計画及び実施結果の説明を受ける等情報交換を行い連携を図る。
  ・内部監査室は監査結果を代表取締役及び監査等委員会に報告する。
・取締役及び使用人は、監査等委員会から業務に関する報告を求められた事項について速やかに報告する。

i. 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制
・当社グループの取締役及び使用人は、当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼす事実又はその恐れのある事実を把握した場合、速やかに各社の監査役（監査役が存在しない当社子会社の場合は直接当社監査等委員会。以下同じ。）に対して報告するものとし、報告を受けた各社の監査役は、これを当社監査等委員会に対して速やかに報告する。

j. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
・当社グループは、当社及び当社子会社の監査役へ報告又は内部通報制度を利用した通報を行った者に対して、当該報告又は通報をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨当社グループに周知徹底する。

k. 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
・当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、当該費用等が監査等委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

l. その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・内部監査室は、内部監査計画及び往査に関して、監査等委員会、会計監査人と緊密に連携し、調整する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（基本的な考え方）
企業は、公正な競争を通じて利潤を追求するという経済的主体であると同時に、広く社会にとって有用な存在でなければなりません。
そのため当社を含めたグループ各社は、国の内外を問わず、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守するとともに、社会的良識をもって、持続可能な社会の創造に向けて自主的に行動しております。
（整備状況）
「アサカ理研グループ行動憲章」の中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決する」との原則を設けております。
また、反社会的勢力による民事介入暴力が発生したときの対応について定めた「民事介入暴力対策規程」の他、反社会的勢力による不当な要求に対する応対の手順を定めた「民事介入暴力対応マニュアル」を制定しております。反社会的勢力排除に向けた活動推進業務の対応統括部署は総務部としております。

Ⅴその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

